

装官人第132号  
27.10.1

一部改正 装官人第17694号  
令和2年12月24日

一部改正 装官人第4844号  
令和3年3月31日

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官 殿  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長

長官官房審議官  
(公印省略)

防衛装備庁の職員の退職等の事務手続について（通知）

標記について、別添のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：防衛装備庁の職員の退職等の事務手続

## 防衛装備庁の職員の退職等の事務手続

### 1 退職

機関等の長（内部部局の長官官房審議官及び部長並びに施設等機関の長（研究所にあっては研究所長、試験場にあっては試験場長をいう。）をいう。以下同じ。）は、所部の事務官等（職員のうち、自衛官以外の者をいう。以下同じ。）から退職の申出があった場合には、当該事務官等から別紙様式第1の退職願を提出させ、別紙様式第2の退職事情調書を付して、当該退職を希望する日の15日前までに防衛装備庁長官に対して上申するものとする。

### 2 休職

機関等の長は、事務官等を自衛隊法（昭和29年法律第165号）第43条第1号の規定により休職（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第57条第1項及び第2項の規定による休職の期間の更新を含む。）する場合には、当該休職の原因となる疾病等に係る病気休暇の付与状況等を記載した書類並びに当該疾病の現況及び今後の療養期間を明記した医師の診断書を添付し、発令日の15日前までに防衛装備庁長官に対して上申するものとする。

### 3 身上事項変更届

職員は、人事記録に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第25号）第8条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、別紙様式第3の身上事項変更届を機関等の長に対して、遅滞なく届け出るものとする。

## 退 職 願

殿	
願出年月日	年 月 日
所属・官職名  官 名 職務の級・号俸 氏 名	
退職希望年月日	年 月 日
下記の理由により退職したいので承認願います。 (就職先が予定されているときは、付記すること。)	
記	

## 退職事情調書

防衛装備庁長官 殿		
所属長氏名		
退職の承認について、次のとおり上申します。		
退職 申出 者	氏 名	生年月日
	所属・官職名	職務内容
	官 名	
	職務の級・号俸	
退職 事情	1 収入が少ないため	5 家事従事のため
	2 健康上のため	6 出産または育児のため
	3 転職のため	7 その他(具体的説明)
	4 結婚のため	
転 職 先	勤 務 先	勤務先の事業内容
	所 在 地	
	職 名	
	収 入 額	職務内容と責任の程度
	勤 務 条 件	
	就 職 予 定 年 月 日	
退職 後 の 状 況	本 籍 地	扶養家族の状況
	現 住 所	
	退職後の住所	
意 見		

## 身上事項変更届

氏名	新				理由		年 月 日 変 更
	旧						
新たな 本 籍						年 月 日 変 更	
留 守 担 当 者	新住所				続柄	年 月 日 変 更	
	新氏名						
学 歴	学校名（専攻学科）		期 間		第 学年		
			年 月 ～ 年 月		卒・修了・中退		
免許、検 定等の取 得又は取 消	種 類	取得年月日	付与官庁名等		番号等		

(注 該当欄のみ記入する。)

上記のとおり身上事項に変更がありましたので、お届けします。

年 月 日

所 属

氏 名